

奈半利町地域おこし協力隊インターン実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、人口減少や少子高齢化が進行する本町において、新たな地域の担い手として都市圏から地域おこしに意欲のある人材を積極的に誘致し、地域力の維持及び強化を図るため、地域おこし協力隊推進要綱(平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知)に基づき、奈半利町地域おこし協力隊インターン(以下「協力隊インターン」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 町長は、地域おこし協力隊インターン生(以下「インターン生」という。)として、次に掲げる要件を満たす者のうちから適当と認められる者を委嘱する。ただし、町との雇用契約は存在しないものとする。

- (1) 3大都市圏をはじめとする都市地域等から本町に滞在する者(委嘱を受ける前に、既に定住・定着している者(既に住民票の異動が行われている者等)については含まない。ただし、「地域おこし協力隊」であった者(同一地域における活動2年以上、かつ解嘱1年以内)、語学指導等を行う外国青年招致事業(以下「JETプログラム」という。)を終了した者(JETプログラム参加者としての活動2年以上、かつJETプログラムを終了した日から1年以内)又は海外に在留し市町村が備える住民基本台帳に登録されていない者で、3大都市圏外の全ての市町村及び3大都市圏内の条件不利地域に生活の拠点を移した者は含めることとする。)
 - (2) 心身ともに健康で、本町に関心があり、地域協力活動に熱意を持っている者
 - (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する一般職員の欠格条項に該当しない者
- 2 前項の委嘱は、委嘱状(様式第1号)により行うものとする。

(期間)

第3条 協力隊インターンの期間は、委嘱の日から2週間以上3月以下とする。

(インターン生の活動)

第4条 インターン生は、協力隊インターン活動プログラムに基づき、町内事業者及び住民と協力しながら、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 地域行事やコミュニティ維持等の地域おこしの支援活動
- (2) 都市住民等との交流や移住・定住の促進に関する活動
- (3) 地域資源や特産品の発掘及び販売促進に関する活動
- (4) 農林水産業、観光業及び商工業の振興に関する活動
- (5) 文化スポーツ・レクリエーションの普及促進に関する活動
- (6) その他地域の活性化に資するもので、町長が必要と認める活動

(服務)

第5条 インターン生は、その職務を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 本町の住民その他関係者との信頼関係の保持に努めること。

(2) 地域協力活動の状況について奈半利町地域おこし協力隊インターン活動日誌(様式第2号。以下「活動日誌」という。)に記録し、町長が指定する者の確認を受けなければならない。

(3) 毎月、奈半利町地域おこし協力隊インターン活動報告書(様式第3号。以下「活動報告」という。)を作成し、当月分の活動日誌を添えて、翌月10日までに町長に提出しなければならない。

(活動条件)

第6条 インターン生の活動は、1週間につき5日以内とする。

2 活動時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、活動上特に必要があると認められる場合は、この限りでない。

3 休憩時間は、正午から午後1時までとする。ただし、活動上特に必要があると認められる場合は、この限りでない。

4 前3項に定めるもののほか、インターン生の活動条件に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(報償費等)

第7条 インターン生の報償費は、1活動日当たり12,000円を上限とする。ただし、住居、活動用車両その他活動経費を含むものとする。

2 町長は、インターン生から提出のあった活動報告を確認し、適当と認めるときは、速やかに報償費を支払うものとする。

(活動に伴う町の支援)

第8条 町長は、協力隊インターンの活動が円滑に実施できるように、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) インターン生の活動に関する各種調整

(2) 住民及び関係者への周知

(3) その他協力隊インターンの円滑な活動に必要な事項

(解嘱)

第9条 町長は、インターン生が次の各号のいずれかに該当する場合は、その期間中においても解嘱することができる。

(1) インターン生本人から申出があったとき。

(2) 法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(3) 心身の故障のため、活動遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(4) インターン生としてふさわしくない非行があったとき。

(守秘義務)

第10条 インターン生は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協力隊インターンの実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月20日から施行する。